

京都薬科大学国際交流センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都薬科大学国際交流センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、京都薬科大学（以下「本学」という。）の国際化について企画・立案するとともに、外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し必要な支援を行うことにより、本学の国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国の大学及び研究機関等との学術交流及び学生交流の推進に関すること。
- (2) 外国人留学生に対する修学上及び生活上の支援に関すること。
- (3) 本学学生の海外留学に対する指導、助言及び支援に関すること。
- (4) その他本学の国際化に必要な事業の調査、企画及び実施に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他の職員

(センター長)

第5条 センター長は、センターに関する業務を総括するものとし、学長が学校法人京都薬科大学職員就業規則第3条第1項第1号に定める教育職員から任命する。ただし、次項に定める任期中に定年退職する者を除く。

2 センター長の任期は、2年とする。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、再任されることができる。

(副センター長)

第6条 副センター長は、副学長及び研究科長をもって充て、センター長を補佐する。

(部門)

第7条 センターに、第3条に規定する業務の特定事項を推進するため、部門を置くことができる。

2 部門に関し必要な事項は、センター長が定める。

(推進委員会)

第8条 センターに、本学の国際化を推進するとともに、センターの円滑な運営を図るため、国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の大学及び研究機関等との学術交流及び学生交流に関する事項
- (2) 外国人留学生の奨学金及び授業料の減免等に関する事項
- (3) 本学学生の海外留学の支援等に関する事項

- (4) センターの管理運営に関する事項
 - (5) その他本学の国際交流及び国際化の推進に関する事項
- (委員会の構成)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) 事務局長
- (6) 学長が必要と認める者 若干名

2 前項第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長)

第11条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副センター長がその職務を代行する。

(委員会の議事等)

第12条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

3 学長は、委員会に出席することができる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務)

第13条 センターに関する事務は、関係各課の協力を得て事務局国際交流推進室において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規則（一部改正）は、2015年5月11日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則

この規則（一部改正）は、2018年4月19日から施行し、2018年4月1日から適用する。